



参議院議員選挙

投票
日時

7月10日 日
午前7時～午後8時

公示日：6月22日(水)

期日前投票

区役所本庁舎2階：6月23日(木)～7月9日(土)

特別出張所：7月3日(日)～9日(土)

※いずれも午前8時30分～午後8時



選挙の
めいすいくん

投票できる方 次の2つの要件を満たす方が投票できます(原則)。

- ①平成16年7月11日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されている
(大田区に住居登録の届け出をした日から令和4年6月21日までに、引き続き3か月以上区内に住居を有している日本国民であること)

住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	大田区内	投票所
6月10日以前に転居届を出した方		新住所地
6月11日以降に転居届を出した方		前住所地

転入	他市区町村⇒大田区	投票できる自治体
3月21日以前に転入届を出した方		大田区
3月22日以降に転入届を出した方		前の自治体※1

転出	大田区⇒他市区町村	大田区での投票の可否
3月9日以前に転出した方		大田区では投票できません※2
3月10日以降に転出した方		大田区で投票できます※1

※1 転入・転出前の自治体の選挙人名簿に登録されていて、新住所地の選挙人名簿に登録されていないことが必要です

※2 2月23日～3月9日に転出した方は、大田区で期日前投票のみでできる場合があります。詳細は問合先にお問い合わせください

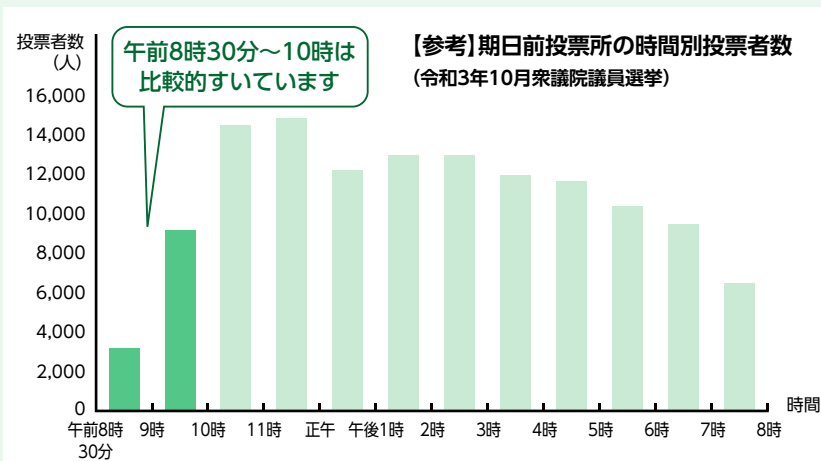
新型コロナウイルス感染防止対策

投票所では、皆さまに安心して投票していただけるよう感染防止対策を行います。

【皆さまへのお願い】

- 混雑緩和のため期日前投票制度をご利用ください
 - 投票所内でのマスクの着用にご協力ください
 - 筆記用具はご自身のものが使用できます。その場合は、鉛筆(シャープペンシル可)をご持参ください
- ※ボールペンやサインペンなどは、インクがにじんだり、ほかの投票用紙に付着したりするため、推奨しません

詳細は
コチラ



投票所入場整理券は世帯ごとに封書で郵送します

- 投票所入場整理券は、世帯全員分を1つの封筒に入れ、6月23日ごろに届くように郵送します。開封して住所・氏名・投票所を確認の上、投票の際はご自身の投票所入場整理券をお持ちください。
- 投票所入場整理券が投票日までに届かなかった場合でも、大田区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所でその旨を係員にお伝えください。選挙人名簿への登録の有無は、問合先でお調べします。

選挙公報は全世帯に配布します

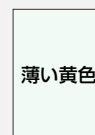
- 選挙公報は6月30日ごろから各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の新聞販売店、公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。東京都選挙管理委員会事務局HPにも掲載予定です。
- 目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したものをご用意しています。希望する方は、事前に問合先までお問い合わせください。



投票の順序と方法

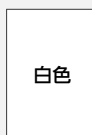
1 参議院議員選挙(東京都選出)

「薄い黄色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。



2 参議院議員選挙(比例代表選出)

「白色」の投票用紙に1人の候補者氏名か1つの政党などの名称を記入し、投票してください。



投票所の秩序維持について

- 投票所内の混雑緩和や投票の秘密や自由・公正の確保のために、必要と判断した場合は入場を制限する場合があります。

投票所内に入れる方

- 投票所内には、選挙人(投票する方)とその同伴する18歳未満の子ども、投票事務関係者のみが入場できます。また、選挙人を介護する方など、選挙人とともに投票所に入ることにやむを得ないと判断された方は、入場が認められる場合があります。

期日前投票・不在者投票のご案内

期日前投票 感染症対策のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします

投票日当日に次の理由などで投票所に行けない見込みの方は、期日前投票を利用できます。

平日の午前10時までには比較的すいています。

また、期日前投票最終日の7月9日(土)は混雑が予想されますので、お早めに期日前投票をご利用ください。

投票所に行けない理由例

- ①仕事や旅行の予定がある
- ②入院や出産などの予定があるため、外出できない
- ③天災・悪天候で投票所に行けない
- ④投票日当日の混雑により、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される

- 入場整理券の裏面に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。

- 入場整理券をお持ちでない方は、期日前投票所で「投票用紙請求書」に記入していただきます。

期日前投票所	期日前投票期間
区役所本庁舎2階 (蒲田5-13-14)	6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時
特別出張所 ※区内の全ての特別出張所で、投票できます	7月3日(日)～9日(土) 午前8時30分～午後8時

※千束特別出張所の投票所は2階ですが、建物にエレベーターがありません
 ※大森西(大森西2-16-2)・田園調布(田園調布1-30-1)・蒲田西特別出張所(西蒲田7-12-2)は令和4年1月に移転しています

ほかの市区町村で不在者投票をする方

仕事や帰省などで、投票日当日か期日前投票期間に投票所に行けない方は、滞在地(出張先・帰省先など)で投票をすることができます。

以下の要領で投票用紙を請求してください。詳細は区HPをご覧ください。

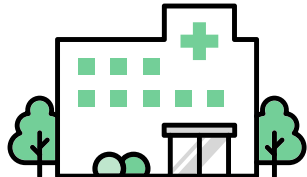
- ①入場整理券か不在者投票宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入し、問合先へ郵送か持参
 - ②選挙管理委員会が公示日6月22日以降に投票用紙を郵送
 - ③6月23日(木)～7月9日(土)の期間中に滞在地の選挙管理委員会で投票
- ※投票場所や時間などは、滞在地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください

詳細は
コチラ



指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。各施設の担当者にお尋ねください。



特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などを行っている方で、外出自粛要請か隔離・停留の措置に係る期間が、6月23日～7月10日の期間にかかると思われる方は、自宅などで投票ができます。詳細はお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

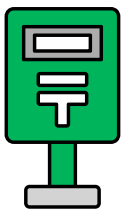
「郵便等投票証明書」をお持ちの方が、自宅などで投票できる制度です。

●既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方

- ①選挙管理委員会が「投票用紙等請求書」を郵送します
- ②必要事項を記入後、7月6日(水)必着で問合先に返送してください

●新たに「郵便等投票証明書」を希望する方

身体障害者手帳などをお持ちの方で、以下いずれかの条件に該当し、自書できる方が申請できます。該当の方は、お早めに問合先までご連絡ください。



◆身体障害者手帳をお持ちの方

両下肢、体幹、移動機能の障害(いずれか1つが1級か2級)
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害(いずれか1つが1級か3級)
免疫または肝臓の障害(1級から3級)

◆介護保険被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分が要介護5

◆代理記載制度

上記の郵便等投票の条件に該当し、さらに身体障害者手帳に「上肢機能障害か視覚障害が1級」の記載がある場合は、自書できない方に限り、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が、投票の記載を行うことができます。

※ご不明な点は、問合先までお問い合わせください

無効票にしないために

記載は正しくはっきりと

投票用紙に記号や応援メッセージなどを書くと、無効となる場合があります。大切な一票を無効票としないために、次のことにご注意ください。

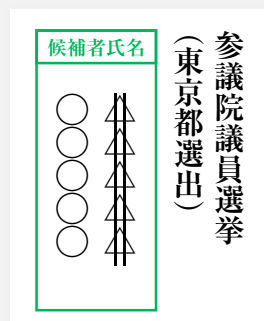
①余分なことは記載しない

⇒候補者の氏名か政党などの名称のみを正しく書いてください。

②間違えて書いた場合は訂正する

⇒間違えて書いた場合は2本線で消して、横に正しく書いてください(右図参照)。

※不明な点は投票所の係員にお尋ねください



訂正例

誰もが投票しやすい投票所

体が不自由などの理由で文字が書けない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に候補者氏名などを記載します。投票の秘密は固く守ります。

また、投票所には点字で書かれた候補者氏名などの一覧表と点字器を備えていますので、点字による投票もできます。ご自身の点字器を使うこともできます。

投票所に段差がある場合はスロープを設置しており、全ての投票所に車椅子・点字器・老眼鏡・ルーペ・文鎮・投票用紙すべり止めシート・筆談ボードなどを用意しています。詳細は、投票所の係員にお尋ねください。

開票は
即日開票です

日時 7月10日(日)午後9時から
会場 大森スポーツセンター
(大森本町2-2-5)

大田区で投票できる方は、開票所の参観ができます。マスクの着用など、せきエチケットの徹底や周りの方との距離を保つようご理解・ご協力をお願いします。なお、投票状況や開票結果は区HPでお知らせします。